

今後のツキノワグマ被害防止対策について

自然保護課

これまで第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画等に基づき、被害防止体制の整備や県民に対する注意喚起、人身被害への対応、狩猟者の育成・確保、クマの出没抑制と農作物の被害防止等に取り組んできた。

しかしながら、クマの目撃件数は昨年度を上回っており、住宅地や学校・公園等においても出没していることから、被害防止対策を強化する必要がある。

1 これまでの被害等の状況

9月18日現在での今年度のクマによる人身被害は、13名で、昨年度同期比では、4名減少しているが、目撃件数は、1,051件と昨年度の件数を上回っている。

(単位：人、件、頭)

年 度	H25	H26	H27	H28	H29 (9月18日現在)
被害者数	5	10	8	19	13
うち死亡	0	0	0	4	1
目撃件数	282	387	328	869	1,051
捕獲頭数	148	259	106	476	340 (8月31日現在)

※1 平成28年度の9月18日現在の被害者数は 17名 (うち死亡4名)

〃 目撃件数は817件

※2 平成28年度の8月31日現在の捕獲頭数は320頭

2 今後取り組むべき被害防止対策

クマの出没状況等を踏まえ、これまでの対策に加え、専門家の意見を聞きながら、次の被害防止対策を進めていく。

(1) ゾーニング管理の促進

クマの出没が多い地域等において、クマの生息域と県民の生活圏をゾーンで区分し、ゾーン毎に県や市町村、住民等が役割分担しながら管理する仕組みを導入する。

このため、県では、今年度中にゾーニング管理の基本となる指針を市町村に提示し、市町村は、住民と一体となって地域毎の実施計画を策定し、防除対策や有害捕獲等の取組を進める。

(2) 緩衝帯や電気柵の設置

クマが出没している都市公園や野外学習施設、学校等については、県や市町村等の施設設置者が、クマの出没しにくい環境整備としての高齢な広葉樹林の更新や草

木の刈り払いによる緩衝帯の設置、クマの侵入を防止する電気柵の設置を進める。

なお、設置者の異なる施設が隣接している場合には、設置者間で連携を図りながら対応する。

○対象施設の考え方

クマが恒常的に生息する奥山以外に位置し、不特定多数の人が利用する屋外施設や、児童・生徒等の安全確保が求められる施設

(3) 市町村への有害捕獲許可の権限移譲

有害捕獲を迅速に実施するため、市町村の意向や他県の状況を踏まえ、来年度からの市町村への許可権限の移譲に向けた手続を進める。

(4) 狩猟自粛要請の解除

クマの推定生息数について、引き続きカメラトラップによる調査を実施し、より高い精度での生息数を把握した上で、クマの捕獲圧を高めるため、今年度の狩猟期間におけるクマの狩猟自粛要請の解除に向けた手続を進める。

<参考> ゾーニング管理の例



○ 森林ゾーン（森林地帯）

- ・奥山のクマの生息地で定住者がいない地域
- ・入山者にはクマ対策装備の準備や飲食物等の誘因物管理の徹底、注意喚起

○ 市街地周辺ゾーン（里山林・中山間地）

- ・農林業など人間活動が盛んな地域
- ・放置果樹や廃棄農産物等の誘因物管理の徹底、里山での森林整備、電気柵又は緩衝帯の設置、箱わなによる有害捕獲

○ 市街地ゾーン（市街地・農耕地）

- ・市街地、集落間の住宅密集地など人間の居住地
- ・侵入があった場合には、住民への注意喚起や家庭ゴミ等誘因物の撤去の励行、箱わなによる有害捕獲